

人工知能関連技術の研究開発及び
活用の推進に関する法律案（仮称）
内閣法制局御説明資料

令和6年11月
内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

I 本法律案の概要	1
1. 人工知能関連技術の特性	1
2. 人工知能関連技術に特化した新法の必要性	3
II 本法律案の内容	5
1. 総則	5
2. 基本的施策	10
3. ○○戦略（仮称）の策定	12
4. ○○戦略推進本部（仮称）の設置	12
5. 附則	13

I 本法律案の概要

- 本法律案は、人工知能関連技術（この用語の定義は、II 1 (2) 参照。）の研究開発及び活用の推進に特化した基本理念及び施策を規定するとともに、これらを具体化するために●●戦略の策定及び○○戦略推進本部の設置について定めるものである。これは、人工知能関連技術のもつ以下のような特性とそれに基づく社会経済的な背景を踏まえたものである。

1. 人工知能関連技術の特性

① 既存の情報の効果的な活用というだけでなく、人工知能技術を活用して創造的なアウトプットが生み出されること

人工知能関連技術は、人の認知、推論及び判断に係る一連の能力を代替する機能を有しており、これによって創造的なアウトプットを自律的に生み出すことができる（創造性、自律性）。

このような創造的・自律的な能力があるために、これまで人が行っていた作業を代替し、又は人が行っていた以上の成果を創出することが可能であり、人間が携わるあらゆる分野における活用が想定される。このような能力を活かして、産業や国民生活の様々な分野において効率性や利便性を飛躍的に向上させ、経済社会の基盤的な技術となる可能性がある（汎用的、基盤的な技術）。

その一方で、不適正な活用がされた場合にはフェイク画像の作成が可能になるなど、情報を創出するという能力があるがゆえに、従来の情報通信技術にはない固有のリスクも抱えている。また、不適正なデータや偏ったデータを学習に利用することで、バイアスや誤差が増加し、信頼性が低下するため、データの学習過程の透明性を確保するなどの対応が必要になる。

② 国家安全保障上重要な技術であること

人工知能関連技術は、民生目的のほか国防目的にも転用可能なものであり（デュアルユース（DU）技術）、諸外国が競ってその開発等に取り組む中で、我が国の国家安全保障の観点からも、当該技術に係る自国の開発力を保持していく必要がある（他の DU 技術の例として、ロケット技術や GPS（全地球測位システム）技術等があるが、人工知能関連技術はその高い汎用性から非常に広範な用途に応用され得る可能性を有している。）。

③ 技術の発達と活用の拡大が極めて急速であること

人工知能関連技術は、一般的な技術と比較して、基礎研究、応用・実用研究、モデル開発、システム開発、社会実装それぞれの期間が短いことに加え、各プロセスが相互に関連して同時並行的に進んでいくという特徴がある。これに加えて、各国の研究開発及び活用の競争が加速していることから、短期間で急激に技術の発達と活用の拡大が進んでいる。このため、基礎研究から社会実装までのプロセス全体を見通して施策

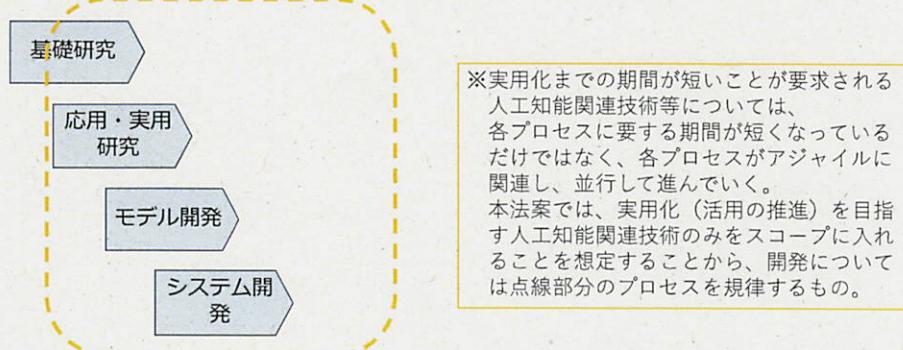
の立案と実施を行う必要がある。

その一方で、急速な技術の発達により不確実性が高いにもかかわらずすぐに実用化されるため予期しないリスクをもたらす可能性があること、国際的な規範や規格の形成も追いついていないことといった面もある。

シーケンスエンジニアリング（プロセスが段階的に進行）



コンカレントエンジニアリング（プロセスが並行して進行）



④ 研究開発及び活用に大規模な研究開発リソースと多様な分野の知見を要すること

①のような汎用的な用途に活用できる人工知能関連技術の研究開発には、大量の学習データ並びにこれを取り扱うことのできる大規模な情報処理、情報通信、データ保管等の施設及び設備が必要になる。このため、複数の事業者が個別にこれらを整備するよりも、国が整備を行って、多様な主体に共用できるようにすることが適当であり、国を挙げての対応が必要となる。

また、人工知能関連技術は、情報工学や機械工学といった自然科学的なアプローチをとる分野から言語学や文化学といった人文科学的なアプローチをとる分野まで幅広い研究分野が関わる必要があり、分野別の研究振興ではなく、総合的な研究の振興が必要となる。

- 人工知能関連技術のもつ①②の特性に着目し、米国その他の諸外国における人工知能関連技術の研究開発及び活用に向けた取組が加速している。これに対し、我が国においては、研究開発の面で、企業に対する資金調達件数、基盤モデルの開発数、民間投資額、特許出願数等において他国から大きく劣後していると同時に、活用の面でも、著作権侵害等のリスク等への懸念や、その活用方法や有用性に関する理解不足などが主な阻害要因となって、他の先進国に比べて国民（法人・個人）による人工知能関連技術を活用したサービスの利用率が著しく低迷している状況にあり（以上、総務省『令和6年版情報通信白書』等）、このような状況を放置すれば、我が国の競争力を失うおそれがある。

- 今後も我が国の国際競争力を維持・向上させていくためには、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図る必要がある。

「統合イノベーション戦略 2024」(令和6年6月4日閣議決定)

「3つの強化方策」の1つとして、「AI分野の競争力強化と安全・安心の確保」を掲げた上で、『AIはあらゆる分野で利用され、AIの開発や利活用等のイノベーションが社会課題の解決や我が国の競争力に直結する可能性がある。我が国においては、生成AIを含むAIの様々なリスクを抑え、安全・安心な環境を確保しつつ、イノベーションを加速する好循環の形成を図っていく。加えて、我が国が主導する広島AIプロセス等を通じて、今後も国際的にリーダーシップを發揮していく。』等とされている。

2. 人工知能関連技術に特化した新法の必要性

- 人工知能関連技術も含めた情報通信技術の活用についてはデジタル社会形成基本法(令和3年法律第三十五号)が、情報通信技術も含めた新たな技術の研究開発については科学技術・イノベーション基本法(平成7年法律第百三十号)が基本理念及び基本的施策を明らかにしている。

※ デジタル社会形成基本法ではデジタル社会を「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、・・・人工知能関連技術・・・その他の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術(以下「情報通信技術」という。)を用いて電磁的記録・・・として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用すること・・・により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会」と定義しており(同法第2条)、人工知能関連技術の活用もこの中に含まれている。

- ただし、デジタル社会形成基本法に規定するデジタル社会、科学技術・イノベーション基本法に規定する科学技術の振興及びイノベーションの創出は、いずれも定義が非常に広範な概念を含んでいるため、特定分野に特化した施策や他分野にまたがる施策を特に推進する必要がある場合には、特化した理念法を制定している例がある。

デジタル社会の形成の推進関係

官民データ活用推進基本法、サイバーセキュリティ基本法

科学技術の振興及びイノベーションの創出関係

健康・医療戦略推進法、宇宙基本法

- 人工知能関連技術についても、以下の点で特定分野に特化した施策や他分野にまたがる施策を特に推進する必要があると考えられる。

・③の特性から、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、基礎研究から社会実装までのプロセス全体を見通して施策の立案と実施を行う必要があるが、デジタル社会形成基本法は情報通信技術を利用した情報の活用のみを対象とし、また、科学技術・イノベーション基本法は研究開発の推進のみを対象としているため、これらの法律で定められている理念及び施策並びに総合調整を行う本部の組織では、全体をカバーできないこと。

- ・②の特性から、国家安全保障の観点で施策の策定および推進が必要となるが、デジタル社会形成基本法および科学技術・イノベーション基本法には国家安全保障の観点からの政策理念・施策に関する規定がないこと。
 - ・これらのほか、上記の①～④の特性を踏まえ、II 1（3）及びII 2で具体的に見ていくように、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進にあたっては特化した理念及び政策が必要となること。
- このため、本法律案においては、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進について、特化した基本理念、責務、基本的施策等について定めることとともに、関係行政機関が実施する人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する諸施策を総合的かつ計画的に推進するための戦略（後述II 3）の案の策定等を所掌事務とする本部（後述II 4）を新たに設置するなど所要の規定の整備を行うこととする。
- なお、本法律案と同様に、研究開発から実用までを一体的にカバーするため特別の理念が定められている例として、健康・医療戦略推進法があり、本法律案の各規定は、同法を参照している（平成二十六年法律第四十八号）。

II 本法律案の内容

1. 総則

(1) 題名及び目的

- I に述べた点を踏まえ、本法律案は、総合的かつ計画的な人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する施策の推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする旨を規定する。

※経済社会の基盤的な技術の開発、利用促進に関し、同様の趣旨を目的として規定する例

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第三十七号)

(目的)

第一条 この法律は、情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この章及び第三十一条において同じ。）を確保しつつ適切に行われるとともに特定高度情報通信技術活用システムに不可欠な特定半導体が我が国の技術の向上により国内で安定的に生産されることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画及び特定半導体生産施設整備等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、特定高度情報通信技術活用システムの普及を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。

- この目的を踏まえ、本法律案の名称は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案とする。

- なお、デジタル社会形成基本法及び科学技術・イノベーション基本法の目的と重なる部分があるため、これらの法律とあいまって上記の目的を達成するものである旨を規定する。この点は、本法律案第3条の基本理念において、これらの法律に定める理念に加えて人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する基本理念を定める旨を定めている点で、さらに明らかにされている ((3) 参照)。

※より広範な理念法がある場合に、それとあいまって施策を推進する旨を目的とする例

●サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）

(目的)

第一条 この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及びデジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定する情報通信技術（以下「情報通信技術」という。）の活用の進展に伴って世界的規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化その他の内外の諸情勢の変化に伴い、情報の自由な流通を確保しつつ、サイバーセキュリティの確保を図ることが喫緊の課題となっている状況に鑑み、我が国のサイバーセキュリティに関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びにサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置すること等により、同法と相まって、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るとともに、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。

(2) 定義

- I 1 ①の特性のとおり、人工知能関連技術が他の情報通信技術と比べて特化した政策的対応を必要とするのは、人の認知、推論及び判断に係る一連の能力を代替する機能を有し、これによって創造的なアウトプットを創出する能力があるために、これまで人が行っていた作業を代替し、又は人が行っていた以上の成果を創出できるという特徴にある。これを踏まえ、本法律案の対象となる人工知能関連技術は、以下のとおり規定する。

『人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、情報を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術』

- 他の法律では、下記のように「自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替する機能」、「農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し又は向上させる」と定義している例がある。
- 本法律案も基本的にこれらの例にならい、人が行うことのできる知的な能力を示した上で、これを代替する機能として定義する(※)。ただし、次の点を考慮している。
 - ・本法律案で対象とするのは、特定のタスクに特化した人工知能ではなく汎用的なものを想定していることから、単に「人間の認知、推論及び判断に係る能力」としている。
 - ・自動車の運転などとは異なり、将来の状態を予測することだけではなく様々な推論を行うことから、「予測」ではなく「推論」と規定している。
 - ・人間の認知に係る能力には五感の作用もあるが、知的な作用のみを対象としている。
※これに対し、官民データ活用推進基本法は、単に「学習、推論、判断等の知的な機能」としているが、これだけでは意味している機能が不明確であるため、人間の行う活動をまずはとらえて、それを代替するものとして機能を特定している。
- 「人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術」としては、例えば、機械学習、深層学習、自然言語処理等に係る技術などが含まれる。また、「入力された情報を当該技術を利用して処理し、情報を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術」としては、例えば、開発においてデータの学習を高速化するための半導体技術や学習するデータのクリーニング・正規化等を行う技術のほか、「生成AI」を用いた偽・誤情報の拡散による被害の拡大を防ぐための電子透かし技術(「生成AI」で作成されたコンテンツであるかの識別を可能とするもの)などが含まれる。

●道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)
(自動車の装置)
第四十一条 (略)

2 前項第二十号の「自動運行装置」とは、プログラム（電子計算機（入出力装置を含む。この項及び第九十九条の三第一項第一号を除き、以下同じ。）に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により自動的に自動車を運行させるために必要な、自動車の運行時の状態及び周囲の状況を検知するためのセンサー並びに当該センサーから送信された情報を処理するための電子計算機及びプログラムを主たる構成要素とする装置であつて、当該装置ごとに国土交通大臣が付する条件で使用される場合において、自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替する機能を有し、かつ、当該機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置を備えるものをいう。

●農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）

（定義）

第二条 この法律において「スマート農業技術」とは、農業機械、農業用ソフトウェアその他農林水産省令で定めるもの（以下この条において「農業機械等」という。）に組み込まれる遠隔操作（農業機械から離れた場所から当該農業機械に情報通信技術（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）として記録された情報を活用する場合に用いられる情報通信技術をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）を用いて指令を与えることにより当該農業機械の操作をする技術をいう。）、自動制御（プログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。第七条第四項第一号において同じ。）により自動的に農業機械等の制御を行う技術をいう。）その他の情報通信技術を用いた技術であつて、農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化（第三項第二号及び次条第一項において「農作業の効率化等」という。）を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものをいう。

2～5 （略）

●官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「人工知能関連技術」とは、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術をいう。

3・4 （略）

（3）基本理念

○ デジタル社会形成基本法及び科学技術・イノベーション基本法において、人工知能関連技術を含む先端的な技術の活用等を通じたデジタル社会の形成並びに科学技術の振興及びイノベーションの創出に関する理念が既に規定されている。本法律案は、上記の人工知能関連技術の特性を踏まえ、これらの法律に規定されている広範な基本理念に加えて、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に特化した基本理念として、以下のものを定める。

① 我が国の経済社会の基盤的な技術及び国家安全保障上重要な技術として、継続的な保持と国際競争力を高めること

○ 人工知能関連技術は、経済社会の基盤的な技術であるとともに、国家安全保障の観点からも必要な技術である。このため、我が国が独自に人工知能関連技術を研究し、開発することのできる能力を継続的に保持するとともに、国際競争力を高めていくことが必要である。

- この考え方が人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に特化した施策を講じていく必要性の背景にあるものであり、これを第一の基本理念として定める。
- ② 基礎的な研究開発から経済社会における活用までの一体的な施策を推進すること
 - 人工知能関連技術はその研究開発から活用に至るまでの期間が短いため、その間の各段階における取組がほぼ同時並行的に行われ得るものである。このため、当該技術の研究開発から活用に至るまでに介在する多様な主体や過程における取組が互いに密接に関連し（すなわち、いずれかの取組に不備があると、その適正な活用が確保されない）、一体的に行われる必要がある。
 - このように、基礎的な研究開発から経済社会における活用までの一体的な施策を推進する必要性があることが、科学技術・イノベーション政策やデジタル社会の形成に限定された戦略や本部とは別に、人工知能関連技術に関する施策全体を見通した戦略や本部をつくる必要性の背景にあるものであり、これを第二の基本理念として定める。
- ③ 人工知能関連技術の研究開発及び活用の透明性及び適正性を確保すること
 - 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、その研究開発又は活用が不当な目的や不適正な方法により行われた場合には人権侵害、犯罪、製品・サービスの事故、知的財産権侵害に関連する様々な問題を発生させるおそれがある。これは、経済社会の健全な発達に寄与するという本法律案の目的に反することとなる。また、活用の推進という面からみても、このような問題を生じさせる可能性があるために、国民が人工知能関連技術の活用について不安をもっており、我が国において活用が広がらない大きな要因となっている（※）。
 - 人工知能関連技術の研究開発及び活用の透明性及び適正性を確保することが、一般的な技術とは異なる人工知能関連技術特有の政策的対応を必要とする重要な要素であるため、これを第三の基本理念として定める。

※ 本年6月から7月にかけて民間シンクタンクが実施したアンケート調査では、「将来的に人工知能関連技術を活用したくない／活用できない」と回答した者のうち5割以上が、その理由として、正確性（正確でない情報やもっともらしい誤情報を出力しない）、安全性（生命・身体・財産に危害を及ぼさない）、公平性（偏見や差別に関する問題を起こさない）、プライバシー保護（プライバシーを尊重し、保護する）、セキュリティ確保（不正なアクセスや攻撃に耐える）、透明性（合理的な範囲で情報が開示される）、アカウンタビリティ（事実上・法律上の

責任を果たす) といった要素のうちいずれかへの懸念を挙げている¹。

また、本年3月から4月にかけて実施された世論調査では、人工知能関連技術の普及に対する期待又は不安に関し、使用歴がある者のうち約8割が期待の方が大きいと回答した一方、使用歴がない者のうち約7割は不安の方が大きいと回答しており²、我が国における人工知能関連技術の活用を拡大するためには、国民の不安を解消することが必要であるといえる。

④ 国際的な協調を進めること

- 人工知能関連技術は、我が国の経済社会に変革をもたらすだけでなく国境を越えて大きな影響を及ぼすものであり、また、国家安全保障上も重要な技術である。このため、国際的な協調の下に進めていく必要があり、我が国は、人工知能関連技術に関する国際的枠組みである「G7 広島AIプロセス」を主導し、この分野における国際協調をリードしてきた。このような背景を踏まえ、国際的な協調を第4の基本理念として定める。

(4) 関係者の責務

- 国、地方公共団体及び国民の責務については、他の理念法の例を参考に規定するほか、人工知能関連技術の特性に鑑みて、次の要素を加える。

① 国の行政機関における人工知能関連技術の活用等の促進

- 現状、人工知能関連技術を巡る国際競争が激化する中で、安全性・セキュリティリスク等への懸念や、その活用方法や有用性に関する理解不足等の原因で、他国に比べて人工知能の活用が進んでいない。そこで、民間分野における人工知能関連技術の活用を加速させるべく、まずは行政自身が人工知能関連技術を活用するユースケースやその有用性を示し、人工知能関連技術の活用の具体事例や留意点等を周知することにより、国民に対する人工知能関連技術の活用のモチベーションや社会的受容性を高めることが有効である。

② 研究開発機関の学際的又は総合的な研究開発の責務について

- 人工知能関連技術のI 1④の特性を踏まえ、大学、研究開発法人、民間研究機関等（これらを併せて「研究開発機関」という。）には、特に学際的又は総合的な研究開発の責務がある旨を規定する。

③ 活用事業者について

¹ 三菱総合研究所：信頼ある生成AIの利活用に向けて

(<https://www.mri.co.jp/knowledge/insight/policy/i5inlu000000nr2f-att/nr20240828pec-2.pdf>)

² 読売新聞：生成AIの普及に国民の半数が「不安」…安全性確保が急務

(<https://www.yomiuri.co.jp/column/opinionpoll/20240827-OYT8T50008/>)

- 人工知能関連技術を自らの事業活動に活用しようとする者を活用事業者と定義し、事業活用の効率化及び高度化並びに新産業の創出に活用することを責務として規定する。なお、人工知能関連技術を活用して研究開発を行う上記②の研究開発機関もこの定義に含まれ得るが、例えば大学が創薬や材料研究といった他分野の研究開発の効率化・高度化のために人工知能関連技術を用いる場合もあり、区別は相対的なものであるため、あえて研究開発機関を活用事業者の定義から除いていない。

④ 連携の強化

- 人工知能分野においては、技術開発の速度が非常に速いのみならず、人工知能関連技術の基礎的な研究開発から活用に至る各段階における取組が密接に関連し、かつ、並行して進行しているという特色がある。このような背景から、人工知能関連技術の実用化に至るまでの過程は、高度な専門性や先端的な知見を持つ多様な人材により担われるという複雑な構造で成り立っている。さらには、人工知能関連技術の持つ汎用性により、その用途をあらかじめ限定することはできないため、そういった観点からも業界横断的な知見が要求される。総じて、幅広い分野の人材が有機的に連携することが人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進のためのインフラ整備として肝要となる。

2. 基本的施策

- 人工知能関連技術の研究開発及び活用を推進するため、デジタル社会形成基本法及び科学技術・イノベーション基本法に定める施策のほか、人工知能関連技術の特性に鑑みて特別の政策的対応が必要な事項を規定する。

① 総合的かつ一体的な研究開発の推進

- 人工知能関連技術の I 1 ③の特性を踏まえ、総合的かつ一体的な研究開発の推進について規定する。
- これに加えて、例えば大規模言語モデルの開発に関する基礎的な研究開発においてブレイクスルーがあったことによって、生成 AI が開発され、急速な活用の拡大につながったことに見られるように、人工知能関連技術においては、基礎研究と活用の拡大が密接な関連性を有している。技術の活用は、実用化に関する研究に注目が集まりがちであるが、この特性及び人工知能関連技術の I 1 ③④の特性に鑑み、基礎研究の振興への配慮を特に規定する。

② 研究開発施設等の整備

- 人工知能関連技術の I 1 ④の特性を踏まえ、人工知能関連技術の研究開発に必要となる、大量かつ良質な学習データ並びにこれを取り扱える計算能力等を備えた大

規模な情報処理、情報通信、データ保管等の施設及び設備を国が整備し、広く民間の事業者の共用を促進する。

③ 透明性及び適正性の確保

- 人工知能関連技術の研究開発及び活用の透明性及び適正性を確保するため、国は、「G7 広島 AI プロセス」合意事項やAI事業者ガイドライン等の国内外の規範を踏まえつつ、人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する指針を策定し、関係する各主体にその遵守を求めていくなどの施策を講ずる。

④ 人材の確保等

- 人工知能関連技術の I 1 ③④の特性から、人工知能関連技術の研究開発及び活用は、進歩が急速であり、これに追いつくための人材開発が必要であるとともに、基礎的な研究開発から実用化のための研究開発に至る段階横断的、かつ多様な分野の知見をもった人材を結集する必要がある。また、人工知能関連技術の研究開発及び活用を行う者は、国が策定する指針など、透明性及び適正性を確保するためのルールや作法を特に深く理解する必要がある。このため、人工知能関連技術に関する人材の確保その他の必要な政策を講ずる。

⑤ 教育の振興等

- 我が国においては、人工知能関連技術が国民生活の向上に大きく寄与することについて理解が広がっておらず、また、I (3) ③で指摘したように、我が国では国民が人工知能関連技術の活用について不安をもっており、このことが我が国において活用が広がらない大きな要因となっている。
- 民間事業者等においても、人工知能関連技術を事業活動の生産性の大幅な向上や新事業の創出につなげるための有効な活用方法に関する理解が広まっていないだけでなく、個人情報の流出や著作権侵害のリスク等の懸念を生じさせないような適正な活用の方法についても十分に理解されていない。
- このため、各人の人工知能関連技術に関する立場や持っている知識のレベルに応じる形で、人工知能関連技術の有用性に関する情報や各種リスク等への対応に関する認識や理解を増進させ、人工知能関連技術に関するリテラシー向上を図る。

⑥ 施策の策定に必要な調査の実施

- 人工知能関連技術の I 1 ①～④の特性を踏まえ、教育の振興のほか、国は、
 - ・国内外の人工知能関連技術の研究開発の実態、人工知能関連技術を活用する公的機関及び関連事業者におけるその活用実態等の情報収集
 - ・人工知能関連技術の研究開発又は活用の過程で国民の権利又は利益を侵害す

るような事象やそのおそれが発生した場合にその調査、対策の検討などをを行い、広く人工知能関連技術に関わる事業者や国民全般が人工知能関連技術をより適正に研究開発及び活用ができるために有効な情報提供等を行うことを通じて、幅広い主体に理解の増進をさせ、もって我が国全体の人工知能関連技術の適正な研究開発や活用につなげる。

⑦ 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- 1 (3) ④の基本理念を踏まえ、今後も国際的な議論に積極的に参画していくとともに、国際的な連携体制の構築に主導的な役割を果たしていくこととする。

3. ○○戦略（仮称）の策定

- 政府は、基本理念にのっとり、基本的施策を具体化するため、○○戦略（以下、単に「戦略」という。）を定めるものとする。
- 戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ・政府が総合的かつ長期的に講ずべき人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の大綱
※上記2の基本的施策の基本的な方向性等を定めることを想定している。
 - ・上記に掲げるもののほか、政府が講ずべき人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4. ○○戦略推進本部（仮称）の設置

- 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を総合的、計画的かつ効果的に推進するため、内閣に、以下の事務をつかさどる○○戦略推進本部（以下「本部」という。）を置く。
 - ・戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - ・上記のほか、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 本部の事務は、内閣官房国家安全保障局、デジタル庁、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、総務省、経済産業省、文部科学省などの複数の省庁の所掌事務にまたがることとなる。特に、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局が所掌する科学技術の振興や、イノベーションの創出の促進を図るために環境の総合的な整備に関する事務と互いに密接に関連し、一体的に実施することとするため、同事務局が担当する。また、本部長は内閣総理大臣とし、副本部長は官房長官及び国務大臣をもつて充てることとする。当該国務大臣は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の総合的かつ計画的な推進に関する事務を担当する大臣とする。

5. 附則

(1) 施行日

- 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進のためには、制定法についても速やかな施行が必要であるため、原則として公布の日から施行することを想定しているが、上記3の戦略及び同4の本部に係る規定の施行期日については、その準備のために一定の時間を要することが見込まれることから、例外として、公布から3月以内に政令で定める日とすることを想定している。

(2) 他法関係

- 本法律案の施行に伴い、「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）」の所掌事務に以下のものを加える。

①内閣府設置法第4条第1項の事務（内閣補助事務）

人工知能関連技術の研究開発及び活用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

②内閣府設置法第4条第3項の事務（分担管理事務）

戦略の策定及び推進に関すること

（内閣府の科学技術政策に関する事務との関係）

- 内閣府設置法第4条第1項の内閣補助事務のうち、個別技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項は、第15号で読むことと整理されている。上記の①の事務は、同号と重なる部分があるが、以下の点を考慮して別の号を立てて規定する。
 - ・人工知能関連技術の活用の推進に関する部分は、第15号の事務に含まれず、はみ出す部分が大きいこと。
 - ・健康・医療に関する先端的研究開発の推進のための基本的政策についても第15号とは別に第16号の2に規定されていること。

- 人工知能関連技術に関する事務は、現時点では研究開発の推進の要素が大きく、科学技術・イノベーション政策との親和性が強いため、科学技術・イノベーション推進事務局の事務とする。

※ なお、第15号の事務と第16号の2の事務は、除く、除かれるの関係を規定上示していない。この理由は不明であるが、あえて規定しなくとも規定上明らかであると考えられる。これにならい、上記の①の事務も第15号の事務との除く、除かれるの関係を規定しないこととする。また、上記の①の事務の規定ぶりと類似している第13号の事務は、科学技術全般の基本的な政策に関する事項であり、個別分野の基本的政策と

は異なる事務であるため、第13号との整理は不要である。

(参考) 内閣府設置法コンメンタール(平成12年4月中央省庁等改革推進本部事務局内閣班)抜粋

六 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

- 1 本号は、総合科学技術会議の任務として、基本法別表第一に規定された「その他政府全体として取り組むべき科学技術政策に関する重要な事項」に対応する内容を、内閣府の所掌事務として規定したものである。

具体的には第4条第1項第4号に規定された基本的な政策の部分を構成することとなる国家的に重要なプロジェクトその他の研究開発について、その在り方、方向性、進め方等が本号の対象となる。

※ この号の対象となるものの具体的な例示として、先端医療技術、高度交通システムに関する技術開発等が挙げられている。

(デジタル庁の事務との関係)

- デジタル社会の形成のための施策に関する内閣補助事務は、デジタル庁が行うことになっているが、人工知能関連技術はデジタル社会の形成の中では情報活用の一つの技術として位置づけられているに過ぎず、デジタル社会の形成のための施策全体の中で人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進はごく一部でしかない。このため、あえて除く、除かれるの関係を明示するほどのものではないため、デジタル庁設置法の内閣補助事務からは、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する部分を除くこととはしていない。
- なお、内閣府設置法第4条第3項の事務については、戦略の策定及び推進に関することと特定するため、既存のデジタル庁の事務と重複することはない。

(3) その他

- 政府は、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の検討規定を置く。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案 ○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

(所掌事務)	現行
(所掌事務)	(略)
<p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p>	<p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p>
<p>一～三 （略）</p>	<p>一～三 （略）</p>
<p>十三 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るために基本的な政策に関する事項</p>	<p>十三 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るために基本的な政策に関する事項</p>
<p>十四 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項</p>	<p>十四 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項</p>
<p>十五 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項</p>	<p>十五 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項</p>
<p>十六 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第二百三十号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項</p>	<p>十六 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第二百三十号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項</p>
<p>十六の二 健康・医療に関する先端的研究開発及び新</p>	<p>十六の二 健康・医療に関する先端的研究開発及び新</p>

産業創出（健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

十六の三 医療分野の研究開発及びその環境の整備に関する予算、人材その他の資源の配分の方針に関する事項

十七 宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

十七の二 人工知能関連技術（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第号）第二条に規定するものをいう。）の研究開発及び活用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

十八の三十六 （略）

（略）

3 2

前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六の二 （略）

七 科学技術・イノベーション基本計画（科学技術・イノベーション基本法第十二条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関する事項。

七の二 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積

産業創出（健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

十六の三 医療分野の研究開発及びその環境の整備に関する予算、人材その他の資源の配分の方針に関する事項

十七 宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

（新設）

十八の三十六 （略）

（略）

3 2

前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六の二 （略）

七 科学技術・イノベーション基本計画（科学技術・イノベーション基本法第十二条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関する事項。

七の二 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積

りの方針の調整に関すること。

七の二の二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成二十八年法律第四十三号）第三条第一項に規定する特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定及び推進に関すること。

七の三 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。

七の四～七の八 （略）

七の九 ○○戦略（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律第十八条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

七の十 （略）
八～六十三 （略）

（科学技術・イノベーション推進事務局）

第四十条の四 科学技術・イノベーション推進事務局は、第四条第一項第十三号から第十六号まで及び第十七号の二並びに第三項第七号から第七号の三まで、第七号の九及び第四十六号に掲げる事務をつかさどる。

2～4 （略）

りの方針の調整に関すること。

七の二の二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成二十八年法律第四十三号）第三条第一項に規定する特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定及び推進に関すること。

七の三 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。

七の四～七の八 （略）

（新設）

七の九 （略）
八～六十三 （略）

（科学技術・イノベーション推進事務局）

第四十条の四 科学技術・イノベーション推進事務局は、第四条第一項第十三号から第十六号まで並びに第三項第七号から第七号の三まで及び第四十六号に掲げる事務をつかさどる。

2～4 （略）

（科学技術・イノベーション推進事務局）

第四十条の四 科学技術・イノベーション推進事務局は、第四条第一項第十三号から第十六号まで並びに第三項第七号から第七号の三まで及び第四十六号に掲げる事務をつかさどる。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案

二段表

条文案イメージ

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案
（平成二十六年法律第四十
八号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 基本的施策（第十一条—第十七条）
- 第三章 ○○戦略（第十八条）

- 第四章 ○○戦略推進本部（第十九条—第二十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、人工知能関連技術が我が国の国民生活及び経済活動の発展の基盤となる技術であることにより鑑み、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進のための施策に関し、基本理念及び○○戦略の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、○○戦略推進本部を設置することにより、デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）及び科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第二百三十号）そ

参照条文

健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十
八号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第九条）
- 第二章 基本的施策（第十条—第十六条）
- 第三章 健康・医療戦略（第十七条）

- 第四章 医療分野の研究開発の推進（第十八条—第十
九条）
- 第五章 健康・医療戦略推進本部（第二十条—第二十
九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会（以下「健康長寿社会」という。）を形成するためには、先端的な科学技術を用いた医療、革新的な医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第四項に規定する医療機器又は同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。第十三条第一項にお

の他の関連法律と相まって、総合的かつ計画的な人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する施策の推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「人工知能関連技術」とは、人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理して同じ。）を用いた医療その他の世界最高水準の技術を用いた医療（以下「世界最高水準の医療」という。）の提供に資する医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出及び活性化並びにそれらの環境の整備（以下「健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出」という。）を図るとともに、それを通じた我が国経済の成長を図ることが重要となつてることに鑑み、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関し、基本理念、国等の責務、その推進を図るために基本的施策その他基本となる事項について定めるとともに、政府が講ずべき健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「健康・医療戦略」という。）の作成及び健康・医療戦略推進本部の設置その他の健康・医療戦略の推進に必要な事項について定めることにより、健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。

し、情報を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術をいう。

(基本理念)

第三条 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、デジタル社会形成基本法第二章に定める基本理念及び科学技術・イノベーション基本法第三条に定める科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針のほか、この条に定める基本理念に基づいて行うものとする。

- 2 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、人工知能関連技術が、その効果的かつ適正な活用によって行政事務及び民間の事業活動の飛躍的な効率化及び高度化並びに新産業の創出をもたらすものとして我が国の国民生活及び経済活動の基盤となる技術であるとともに、我が国の安全保障の観点からも重要な技術であることに鑑み、我が国において人工知能関連技術を研究開発する能力を保持するとともに、人工知能関連技術に関する産業の国際競争力を向上させることを旨として、行うものとする。
- 3 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、人

(基本理念)

第二条 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化により、世界最高水準の医療の提供に資するとともに、健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出及びその海外における展開の促進その他の活性化により、海外における医療の質の向上にも寄与しつつ、我が国経済の成長に資するものとなることを旨として、行われなければならない。

工知能関連技術の基礎的な研究開発から経済社会における活用に至る各段階の関係者による取組が相互に密接な関連を有することに鑑み、これらの取組を総合的かつ一体的に推進することを旨として、行うものとする。

4 人工知能関連技術の研究開発及び活用は、不当な目的又は不適切な方法により行われた場合には国民の権利又は利益を侵害するおそれがあることに鑑み、その推進に当たっては、研究開発及び活用の方法の透明性及び適正性の確保を旨とするものとする。

5 人工知能関連技術の研究開発及び活用は、我が国及び国際社会の平和と健全な発展に寄与するものとなるよう、国際的な協調の下に進めるることを旨とし、我が国が人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する国際協力において主導的な役割を果たすものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、行政事務の効率化及び高度化を図るため、国の行政機関における人工知能関連技術の積極的な活用を進めるものとする。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に關し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の特性を生かした主旨的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に關し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の特性を生かした主旨的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(人工知能関連技術の研究開発を行う機関の責務)

第六条 大学、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第九項に規定する研究開発法人、人工知能関連技術を活用した情報処理システムを開発する民間の事業者その他の人工知能関連技術の研究開発を行う機関（以下「研究開発機関」という。）は、基本理念にのつとり、人工知能関連技術の研究開発及びその成果の普及並びに専門的かつ幅広い知識を有する人材の育成に積極的に努めるとともに、第四条の規定に基づき国が実施する施策及び前条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

(研究機関の責務)

第五条 大学、研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第九項に規定する研究開発法人をいう。）その他の研究機関（以下単に「研究機関」という。）は、基本理念にのつとり、医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならない。

2 研究開発機関は、人工知能関連技術の研究開発を行うに當たっては、人文科学及び自然科学に関する多様な分野の知見を総合することが必要であることに鑑み、学際的又は総合的な研究開発に努めなければならぬ。

2 研究機関は、医療分野の研究開発を行うに當たっては、先端的、学際的又は総合的な研究に努めなければならない。

(医療機関の責務)

第六条 医療機関は、基本理念にのつとり、第三条の規定に基づき国が実施する施策及び第四条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(人工知能関連技術を事業活動に活用しようとする事業者の責務)

第七条 人工知能関連技術を事業活動に活用しようとする事業者（第九条、第十四条及び第十五条において「活用事業者」という。）は、基本理念にのつとり、自ら人工知能関連技術の活用により事業活動の効率化及び高度化並びに新産業の創出に努めるとともに、第四条の規定に基づき国が実施する施策及び第五条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、基本理念にのつとり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に対する理解と関心を深めるとともに、第四条の規定に基づき国が実施する施策及び第五条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(連携の強化)

(健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を行う事業者の責務)

第七条 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を行う事業者（次条、第十二条及び第十六条において単に「事業者」という。）は、基本理念にのつとり、自ら研究開発に努めるとともに、第三条の規定に基づき国が実施する施策及び第四条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

※気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）

(国民の努力)

第六条 国民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第九条 国は、国、地方公共団体、研究開発機関及び活用事業者が相互に連携を図りながら協力することにより、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(法制上の措置等)

第十条 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 基本的施策

(研究開発の推進)

第十一条 国は、人工知能関連技術に関する基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進、研究開発機関における研究開発の成果の移転のための体制の整備、研究開発の成果に係る情報の提供その他の施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、基礎的な研究開発における革新的な成果が経済社会における急速な活用の拡大につながるという人工知能関連技術の特性に鑑み、基礎的な研究開発の振興に配慮しなけれ

第八条 国は、国、地方公共団体、研究機関、医療機関及び事業者が相互に連携を図りながら協力することにより、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出の効果的な実施が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 基本的施策

(研究開発の推進)

第十条 国は、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化を図るため、医療分野の研究開発に関し、基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進、研究機関における研究開発の成果の移転のための体制の整備、研究開発の成果に係る情報の提供その他の施策を講ずるものとする。

ばならない。

(研究開発施設等の整備)

第十二条 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用に当たつて必要となる大規模な情報処理、情報通信、電磁的記録の保管等に係る施設及び設備並びにデータセット（特定の目的をもつて収集した情報の集合物をいう。）その他の知的基盤（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十四条の四に規定する知的基盤をいう。以下この条において同じ。）を研究開発機関その他の事業者が広く利用できるようにするため、これらの施設及び設備並びに知的基盤の整備及び共用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(透明性及び適正性の確保)

第十三条 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の透明性及び適正性を確保するため、国際的な規範の趣旨に即した指針の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の環境の整備)

第十二条 国は、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるよう、研究機関における医療分野の研究開発及び臨床研究において中核的な役割を担う医療機関における臨床研究の環境の整備その他の施策を講ずるものとする。

(研究開発の公正かつ適正な実施の確保)

第十二条 国は、研究機関、医療機関又は事業者が、医療分野の研究開発を行うに当たつては、法令及び研究開発に関する行政指導指針（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第八号ニの行政指導指針をいう。）を遵守し、生命倫理への配慮及び個人情報の適切な管理を行うよう、医療分野の研究開発の公正かつ適正な実施の確保に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発成果の実用化のための審査体制の整備等)

第十三条 国は、医療分野の研究開発の成果である新たな医薬品等の実用化が迅速かつ安全に図られるよう、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条、第二十三条の二の五又は第二十三条の二十五の規定による医薬品等の承認のための審査その他の医薬品等の実用化のために必要な手続の迅速かつ的確な実施を可能とする審査体制の整備その他の施策を講ずるものとする。

2 国は、医療分野の研究開発の成果の実用化に際し、その品質、有効性及び安全性を科学的知見に基づき適正かつ迅速に予測、評価及び判断することに関する科学の振興に必要な体制の整備、人材の確保、養成及び資質の向上その他の施策を講ずるものとする。

(新産業の創出及び海外展開の促進)

第十四条 国は、健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の活性化を図るため、医療分野の研究開発の成果の企業化の促進その他の新たな産業活動の創出及びその海外における展開の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十四条 国は、人工知能関連技術に関する基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の実施及びその成果を活用した事業活動の展開

(人材の確保等)

第十六条 国は、地方公共団体、研究機関、医療機関及び事業者と緊密な連携協力を図りながら、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する専門

のために、人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する専門的知識を有する多様な分野の人材が必要であることに鑑み、地方公共団体、研究開発機関及び活用事業者と緊密な連携協力を図りながら、必要な人材の確保、養成及び資質の向上を図るための施策を講ずるものとする。

(教育の振興等)

第十五条 国は、国民及び活用事業者が広く人工知能関連技術の研究開発及び活用に対する関心と理解を深めるよう、人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第十六条 国は、国内外の人工知能関連技術の研究開発及び活用の動向に関する情報の収集、人工知能関連技術の活用に関する国民の権利又は利益の侵害に係る事案の分析及び対策の検討その他の人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に資する調査及び研究を行い、その結果に基づいて、事業者、国民に対する指導、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国際協力)

的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(教育の振興等)

第十五条 国は、国民が広く健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に対する関心と理解を深めるよう、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十七条 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する国際協力を進めるとともに、国際的な規範の策定に積極的に参画するものとする。

第三章 ○○戦略

第十八条 政府は、基本理念にのつとり、前章に定める基本的施策を踏まえ、○○戦略を定めるものとする。

2 ○○戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 政府が総合的かつ長期的に講ずべき人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、政府が講ずべき人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、○○戦略推進本部の作成した○○戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、○○戦略を公表するものとする。

5 前二項の規定は、○○戦略の変更について準用する。

第三章 健康・医療戦略

第十七条 政府は、基本理念にのつとり、前章に定める基本的施策を踏まえ、健康・医療戦略を定めるものとする。

2

健康・医療戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 政府が総合的かつ長期的に講ずべき健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、政府が講ずべき健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、健康・医療戦略推進本部の作成した健康・医療戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、健康・医療戦略を公表するものとする。

5 前二項の規定は、健康・医療戦略の変更について準用する。

第四章 医療分野の研究開発の推進

(医療分野研究開発推進計画)

※ 健康・医療戦略推進法の医療分野研究開発推進計画は、同法第十九条に規定するとおり、同法と同時に設立された国立研究開発法人日本医療研究開発機構の役割を定めるものであるところ、本法律案は、これに相当する事情がないため、研究開発推進計画は規定しない。

第十八条 健康・医療戦略推進本部は、政府が講ずべき医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及に関する施策（以下「医療分野研究開発等施策」という。）の集中的かつ計画的な推進を図るため、健康・医療戦略に即して、医療分野研究開発等施策の推進に関する計画（以下この条、次条及び第二十一条第二号において「医療分野研究開発推進計画」という。）を作成するものとする。

2 医療分野研究開発推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 医療分野研究開発等施策についての基本的な方針
- 二 集中的かつ計画的に講ずべき医療分野研究開発等施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、医療分野研究開発等施策を集中的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 前項第二号の医療分野研究開発等施策については、当該医療分野研究開発等施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 4 健康・医療戦略推進本部は、第一項の規定により医療分野研究開発推進計画を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 健康・医療戦略推進本部は、医療分野の研究開発を取り巻く状況の変化を勘案し、及び医療分野研究開発等施策の効果に関する評価を踏まえ、医療分野研究開発推進計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第四項の規定は、医療分野研究開発推進計画の変更について準用する。

(国立研究開発法人日本医療研究開発機構の中核的な役割)

第十九条 医療分野研究開発推進計画は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備並びに研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成において中核的な役割を担うよう作成するものとする。

第四章 ○○戦略推進本部

(設置)

第十九条 ○○戦略の推進を図るため、内閣に、○○戦略推進本部（以下「本部」という。）を置く。

第五章 健康・医療戦略推進本部

(設置)

第二十条 健康・医療戦略の推進を図るため、内閣に、健康・医療戦略推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(所掌事務)

第二十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 ○○戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。

一 健康・医療戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 医療分野研究開発推進計画の作成及び実施の推進に関すること。

三 医療分野の研究開発及びその環境の整備に関する予算、人材その他の資源の配分の方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

四 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第八条又は第二十条の規定により意見を述べること。

二 前号に掲げるもののほか、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

(組織)

第二十一条 本部は、○○戦略推進本部長、○○戦略推進副本部長及び○○戦略推進本部員をもつて組織する。

(組織)

第二十二条 本部は、健康・医療戦略推進本部長、健康・医療戦略推進副本部長及び健康・医療戦略推進本部員をもつて組織する。

(○○戦略推進本部長)

第二十二条 本部の長は、○○戦略推進本部長（次項、次条第二項及び第二十四条第二項において「本部長」

(健康・医療戦略推進本部長)

第二十三条 本部の長は、健康・医療戦略推進本部長（次項、次条第二項及び第二十五条第二項において「本部長」

という。) とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(○○戦略推進副本部長)

第二十三条 本部に、○○戦略推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び○○担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、人工知能関連技術の研究開発及び活用の総合的かつ計画的な推進に關し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもつて充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(○○戦略推進本部員)

第二十四条 本部に、○○戦略推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

- 2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもつて充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法

部長」という。) とし、内閣総理大臣をもつて充てる

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(健康・医療戦略推進副本部長)

第二十五条 本部に、健康・医療戦略推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び健康・医療戦略担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、健康・医療戦略に關し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもつて充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(健康・医療戦略推進本部員)

第二十五条 本部に、健康・医療戦略推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

- 2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもつて充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法

法律第百三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。) 及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。) の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号) 第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。) の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第二十六条 本部に関する事務は、内閣府において処理する。

(主任の大臣)

第二十七条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号) にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、本部に関し

法律第百三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。) 及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。) の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号) 第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。) の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第二十七条 本部に関する事務は、内閣府において処理する。

(主任の大臣)

第二十八条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号) にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十九条 この法律に定めるもののほか、本部に関し

必要な事項は、政令で定める。

必要な事項は、政令で定める。